



島根県報

平成19年10月 3 日 (水)
号外 第 116 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を (情 報 政 策 課)
改正する規則

公布された条例等のあらまし

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第84号)

1 規則の概要

知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている手続等のうち、オンライン等を利用して行わせ、又は行う手続等を追加することとした。(別表関係)

2 施行期日

平成19年10月 4 日から施行することとした。

規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第84号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (平成16年島根県規則第70号) の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

建築士法施行細則 (昭和25年島根県規則第111号)	第29条第 1 項	建築士事務所の登録の証明の申請
------------------------------	-----------	-----------------

附 則

この規則は、平成19年10月 4 日から施行する。

